

事 務 連 絡  
令和3年11月15日

会員各位

一般社団法人 千葉県理学療法士会  
会 長 田 中 康 之

令和3年度地域ケア会議推進リーダー導入研修及び  
介護予防推進リーダー導入研修の開催について

表記の件について、令和3年度の地域ケア会議推進リーダー導入研修及び介護予防推進リーダー導入研修の開催についてご案内いたします。推進リーダーの取得を検討されている会員については内容を確認の上、ご対応ください。

なお、推進リーダーの資格取得については、日本理学療法士協会が必要要件が定められているため、必ず確認した上で導入研修へのご参加をお願いいたします。

記

1. 開催予定日時

- 介護予防推進リーダー導入研修 : 令和4年2月27日(日) 午前予定
  - 地域ケア会議推進リーダー導入研修 : 令和4年2月27日(日) 午後予定
- ※両研修を同日に受講可能

2. 開催形式

- WEB形式(ZOOMでのリアルタイム)

3. 参加対象

- 千葉県理学療法士会の会員 かつ 新人教育プログラム修了者

4. 推進リーダー取得、導入研修参加に関する注意点

- 地域ケア会議推進リーダー、介護予防推進リーダーを取得するためには「推進リーダー登録」「eラーニング受講(もしくは免除)」「士会指定事業への参加」「推進リーダー導入研修参加」が必要となります。
- 要件を満たしても申請や受講に関する順序を遵守しないと、**推進リーダー取得になりません。**必ず、日本理学療法士協会ホームページと、別紙1をご確認ください。
- なお、今年度の **eラーニングの申し込み期限は令和3年11月30日**です。
- 地域ケア会議推進リーダー、介護予防推進リーダー導入研修の参加申し込みや関連の案内は千葉県理学療法士会ホームページに随時更新されますので、定期的にご確認下さい。

【担当・問い合わせ】

一般社団法人 千葉県理学療法士会 介護予防推進部  
Mail : kaigyobou.suishin@gmail.com

## 地域ケア会議推進リーダー、介護予防推進リーダー導入研修参加に関する注意点

### 【最重要】

日本理学療法士協会マイページから会員限定コンテンツへ進み、「地域包括ケアシステム推進リーダー」にアクセスし、必ず「履修要件」、「制度について」を熟読してください。

**※取得要件を満たさない場合、各導入研修を受講いただいても推進リーダー取得にはならないため、必ずご確認ください。**

※できる限り地域ケア会議と介護予防の両方を受講していただけますようお願いいたします。

### 1. 推進リーダー導入研修受講の前に済ませておくこと

#### ① 最初に推進リーダーの登録申請をすること

- 日本理学療法士協会マイページから「推進リーダー登録申請」を行う

※リーダー登録申請を行わず、導入研修や土会指定事業に参加しても履修になりません

#### ② e-ラーニングを修了、もしくはe-ラーニング免除申請が受理されていること

- 各推進リーダー導入研修受講前までに e-ラーニングを修了すること、もしくは免除申請が受理されるように申請すること

※今年度の e-ラーニング申し込み期間は令和3年11月30日、e-ラーニング受講期間は令和3年12月31日です

- 免除規定及び千葉県理学療法士会推薦による免除規定があります。詳細は別紙2を参照
- 千葉県理学療法士会推薦による免除の申請方法は後日、ホームページでご案内します

### 2. 各推進リーダー導入研修受講前もしくは受講後に土会指定事業へ参加すること

- 推進リーダー導入研修受講後に土会指定事業に参加した場合、リーダー認定は土会指定事業参加後となります
- 土会指定事業については別紙2を参照

### ★その他重要事項

2022年度4月以降、推進リーダーの取得要件が変更されます

取得要件の変更の詳細について、日本理学療法士協会マイページから会員限定コンテンツへ進み、「地域包括ケアシステム推進リーダー」を確認ください

## 別紙 2

### 令和3年度地域ケア会議・介護予防推進リーダーe-ラーニング免除規定 及び 士会指定事業一覧

#### 【e-ラーニング免除規定】

1. 協会への申請で免除されるもの
  - 地域認定理学療法士
  - 介護支援専門員（ケアマネジャー）資格所有者
  
2. 県士会推薦により免除されるもの
  - 千葉県リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション広域支援センターの職員  
※各支援センターの指定状況は、下記 URL を参照ください  
千葉県地域リハビリテーション支援体制整備推進事業  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenzu/kenkouken/chiikirihabiri.html>
  - 市町村職員（自治体病院、療育センター、児童発達支援センターにのみ所属する場合は除く）
  - 理学療法士養成校の教員
  - 令和3年度千葉県理学療法士会の監事、理事、部・委員会の長および副部長
  - 令和3年度千葉県理学療法士会代議員

#### 【令和3年度 士会指定事業一覧】

- 令和2年度・令和3年度千葉県認知症専門職研修（基礎コース）参加者
- 令和2年度生活期リハビリテーション合同研修会参加者（令和3年2月14日開催）
- 令和3年度訪問リハビリテーション合同研修会参加者（令和3年12月12日開催予定）
- 第5回千葉県理学療法士会代議員総会参加者（令和3年6月紙面開催）
- 第25・26回千葉県理学療法士学会参加者（令和3年3月7日開催）
- 第27回千葉県理学療法士学会参加者（令和4年3月6日開催予定）